

公益社団法人日本フェンシング協会
審判員規定

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人日本フェンシング協会（以下、「協会」と言う）が認定する審判員の制度を定めるとともに、審判員の養成とその資質の向上を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(公認審判員のグレードと資格)

第2条 協会が認定する審判員のグレードは以下の4区分とし、これを総称して「公認審判員」と言う。

- 一 A級
- 二 B級
- 三 P級
- 四 C級
- 五 E級

- 2 各グレードについては、フルーレ、エペ、サーブルの種別ごとに認定する。
- 3 各グレードの有する資格は別表1のとおりとする。

(審査・認定)

第3条 公認審判員の認定にあたり、協会の審判・ルール・ライセンス委員会（以下、「委員会」と言う）が審査を行う。

- 2 審査を受けようとする者は、別表2に示す審査費を協会に納入しなければならない。
- 3 審査の結果、認定要件を満たした者は、公認審判員として協会に登録することができる。
- 4 公認審判員の認定要件は別表3のとおりとする。

(登録)

第4条 公認審判員は、毎年度実施されている協会への個人登録をすることによって、公認審判員として登録される。

- 2 はじめて公認審判員として登録する場合、あるいはグレードを変更して登録する場合には、別表4に示す登録費を納入しなければならない。
- 3 公認審判員は、2回目以降の登録にあたり、次の各号のいずれかを充足していなければならない。
 - 一 委員会の指定する競技会での審判
 - 二 委員会の指定する講習会の受講
- 4 公認審判員は、一項に示す登録にあたり、必ず書面にて前年度の審判実績を委員会に報告しなければならない。

(責務)

第5条 公認審判員は、委員会から審判員としての活動を指示された場合には、正当な理由なくこれを拒否してはならない。

- 2 公認審判員は、委員会から講習会等の受講を指示された場合には、正当な理由なくこれを拒否してはならない。
- 3 公認審判員は、最新の規則の知識及び審判技術の習得向上に努めなければならない。

(停止)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その認定を停止するものとする。

- 一 協会に登録を行わなかった場合
- 二 本人から認定停止の申し出があり、これを委員会が認めた場合
- 三 第5条に示す責務を怠った場合
- 四 公認審判員としての適性を欠く行為や不相应な言動、重大な過失、名誉を著しく傷つける行為等があったと委員会が認めた場合
- 五 過去2年間において審判実績、講習会受講のどちらの実績もなく、最新の規則の知識に欠くと委員会が認めた場合

(降格)

第7条 各グレードで必要とする知識や審判技術を有していないと委員会が認めた場合には、グレードを降格する。

- 2 C級、E級の公認審判員の降格については、その認定を停止するものとする。

(復活)

第8条 第6条あるいは第7条2によって公認審判員の認定を停止された者で復活を希望する者は、委員会の指定する講習会を受講したうえで、委員会が認めた場合には、停止前の資格を復活することができる。

- 2 前項によって停止前の資格を復活した者は、別表4に示す登録費を納入しなければならない。

(講習会)

第9条 委員会は、最新の規則の周知や審判技術の向上を目的とした講習会を開催しなければならない。

(表彰)

第10条 委員会は、特に優秀な公認審判員に対し、表彰を行うことができる。

(国際審判員への推薦)

第11条 委員会は、A級に認定された公認審判員の中から特に優秀な者を国際審判員として国際フェンシング連盟、アジアフェンシング連合に推薦する。

(名誉審判員)

第12条 競技の発展と審判技術の向上のために、後進の指導や競技会の管理等の任にあたることを目的として、第2条の定めに加えて、名誉審判員を設ける。

- 2 名誉審判員は、対外呼称を「S級」とする。
- 3 名誉審判員は、委員会の推薦に基づき協会の理事会における承認により認定する。

- 4 名誉審判員の認定要件は別表5のとおりとする。
- 5 名誉審判員は、第4条の定めに基づいて協会に登録しなければならない。
- 6 名誉審判員は、その登録にあたり別表6に示す登録費を納入しなければならない。
- 7 名誉審判員として相応しくない言動等があったと委員会が認めた場合には、協会の理事会における承認により、名誉審判員の認定を取り消すことができる。

(徽章)

- 第13条 公認審判員あるいは名誉審判員であることを証するために、委員会は徽章を交付する。
- 2 公認審判員あるいは名誉審判員は、協会が主催あるいは主管する競技会の審判員や役員の職務に就く場合には徽章を着用しなければならない。
 - 3 次の各号のいずれかに該当する場合には、徽章を委員会に返却しなければならない。
 - 一 第6条の定めにより公認審判員の認定を停止された場合
 - 二 第7条の定めにより公認審判員のグレードを降格された場合
 - 三 第7条2の定めにより公認審判員の認定を停止された場合
 - 四 第12条7の定めにより名誉審判員の認定を取り消された場合

附則

この規定は、平成28年6月1日から施行する。

これにより平成23年より施行した「(社)日本フェンシング協会公認審判規定」は廃止する。

別紙 1 公認審判員の資格

グレード	資格
A級	全日本選手権大会、国民体育大会等の主要大会において、全ての試合で審判をする資格を有する
B級	全日本選手権大会、国民体育大会等の主要大会において準決勝までの試合の審判をする資格を有する
P級	
C級	全日本選手権大会、国民体育大会等の主要大会において準々決勝までの試合の審判をする資格を有する
E級	主要大会以外の試合の審判をする資格を有する

別表 2 公認審判員の審査費

グレード	金額		
	1種目	2種目	3種目
A級	なし		
B級	5,000 円	7,000 円	9,000 円
P級	(P級の受験は認めない)		
C級	4,000 円	5,000.円	6,000 円
E級	(E級の受験は認めない)		

別表 3 公認審判員の認定要件

グレード	認定要件
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・協会の登録会員であること ・満18歳以上であること
A級	<ul style="list-style-type: none"> ・B級認定から2年以上経過していること ・過去2年間の審判実績が優秀であると委員会が評価していること
B級	<ul style="list-style-type: none"> ・3年以上の実技経験者であること ・委員会が指定する講習会を受講すること ・委員会が実施する試験の結果が85点以上であること
P級	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会が指定する講習会を受講すること ・委員会が実施する試験の結果が80点以上であること <p>B級を受験した場合にB級としての認定要件を満たさないものの、上記認定要件を満たす場合にはP級として認定する。</p> <p>P級として認定した場合、次の条件を満たした場合にB級として認定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P級認定後2年までの間に、委員会が指定する競技会（JOCジュニアオリンピックカップ、全国高等学校選抜大会、全国高等学校総合体育大会、全日本選手権大会、国民体育大会等）において審判を行うこと ・上記の審判実績に対する委員会の審査の結果としてB級レベルに達

グレード	認定要件
	<p>していること</p> <p>なお、P級認定後2年を経過してB級に認定されない場合には、C級として認定する。</p>
C級	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年以上の実技経験者であること ・ 委員会が指定する講習会を受講すること ・ 委員会が実施する試験の結果が70点以上であること
E級	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会が指定する講習会を受講すること ・ 委員会が実施する試験の結果が65点以上であること <p>C級を受験した場合にC級として認定要件を満たさないものの、上記認定要件を満たす場合にはE級として認定する。</p> <p>なお、E級として認定した場合には、E級認定後2年までの間はC級の審査費を免除する。</p>

別表4 公認審判員の登録費

グレード	金額
A級のうち国際審判員	¥10,000
A級	¥8,000
B級	¥5,000
B級（P級を経て認定された場合）	¥1,000
P級	¥4,000
C級	¥3,000
E級	¥3,000

注：徽章等の手数料を含む。

各種別において認定された最上のグレードに対応する登録費を支払う。

別表5 名誉審判員の認定要件

グレード	認定要件
名誉審判員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 永年にわたり、審判員として特に顕著な功績があると認められること ・ 永年にわたり、後進の審判員の指導や審判技術向上に貢献していること ・ 審判員としての卓越した知識と技術を有していること ・ 審判員の模範となる人格、識見を有していること

別表6 名誉審判員の登録費

グレード	金額
名誉審判員	¥30,000

注：徽章等の手数料を含む。